



第3期
白石市教育振興
基本計画

令和8年度～令和12年度

白石市教育委員会

① 計画の策定に当たって

◆ 計画策定の趣旨

令和 3（2021）年度に策定した「第 2 期白石市教育振興基本計画」が、令和 7（2025）年度で終了することから、市長より、今後 5 年間の本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針である「白石市教育等の振興に関する総合的な施策の大綱」が示されました。この教育大綱を受け、本市教育委員会では、急速に変化する社会情勢や将来を見据え、中長期的視点に立った本市教育の基本的な考え方及び施策の方向性を明らかにすることを目的として、令和 8 年度を始期とする「第 3 期白石市教育振興基本計画」を策定するものです。

◆ 計画の位置付け

- この計画は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市教育振興のための基本計画です。

教育基本法（抜粋）

《教育振興基本計画》

第 17 条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるように努めなければならない。

◆ 計画の期間

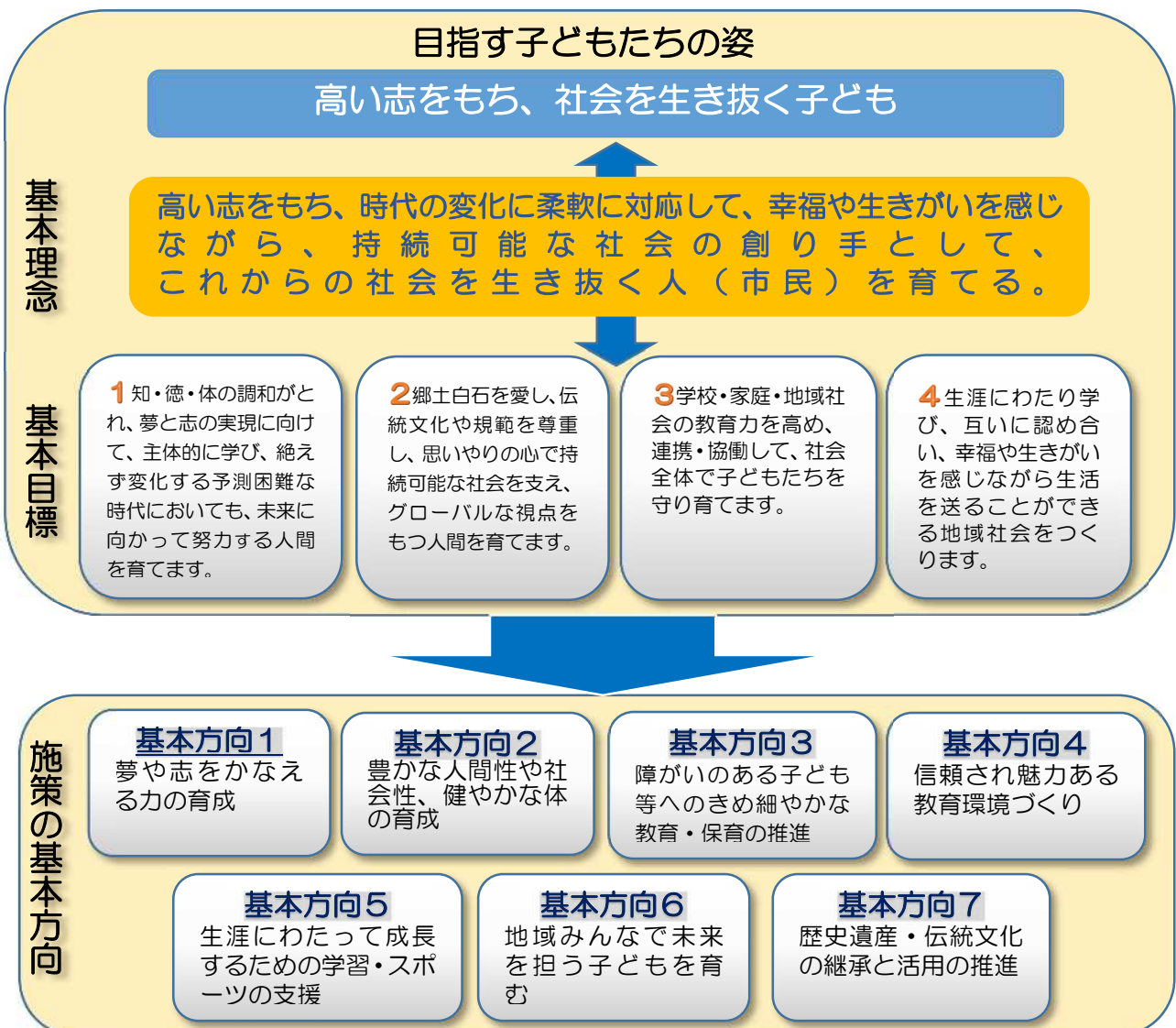
- 令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間

◎ 本市教育の基本目標と施策の展開

◆ 本市教育の基本目標と施策の展開

変化の激しい予測困難な時代の中で、一人一人の市民（児童生徒）が、自分の可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが必要です。そのためには、特に、子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の「知・徳・体」が一体となった「生きる力」を育てていくことが不可欠です。これらを踏まえ、本市では「生きる力」を、「高い志をもち、時代の変化に柔軟に対応して、幸福や生きがいを感じながら、持続可能な社会の創り手として、これからの社会を生き抜いていく力」ととらえ、生涯にわたって豊かな人間力を育成することを基本理念とします。

この基本理念の具現化に向けて、「目指す子どもたちの姿」を「高い志をもち、社会を生き抜く子ども」とし、4つの基本目標を掲げ、教育を推進していきます。



基本方向1 夢や志をかなえる力の育成

(1) 夢や志をかなえるための確かな学力の育成

- 子どもたちが分かる喜びや楽しさを実感しながら、充実した学校生活を送り、一人一人が志を抱いて希望する進路を実現するため、本市独自の学力調査を実施し、調査結果を有効に活用して授業改善を行うことで、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに創造的な思考力を育みます。
- 学力調査の結果等の客観的データやAIドリルをはじめとするICTの活用等により、児童生徒一人一人の学習状況を把握することで、個別最適化した学びを実現させ、協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善につなげます。
- 情報化、国際化、科学技術の高度化等の社会の変化に対応した学校教育を展開するため、宮城県教育委員会と連携して教職員の研修を充実させることにより、教職員の指導力向上を図ります。
- (仮称)地球共創大学院大学と幼稚園、保育園及び小中学校との連携を視野に入れ、教育環境の充実を図ります。

(2) p4c (philosophy for children) の活用と外国語教育によるグローバルな人材の育成

- 対話を通してお互いを尊重し合い、多様な考え方に気付きながら自分の考えを深める力や探究心等を育むために、p4cを生かした教育課程を編成し実施します。
- 国際社会で活躍する人材を育成するため、文部科学省より教育課程特例校(英語特区)の指定を受け、本市独自の教育課程を編成し、小学校では低学年から外国語教育(英語教育)を実施します。さらに中学校では、第1学年、第2学年において英語によるコミュニケーションに特化した学習を展開し、「生きて働く英語力」の育成を図るとともに、グローバルな視野を身に付けた人材の育成を推進します。

(3) SDGsを取り入れたESDの推進

- 社会の多様性から生じる諸問題を解決し、SDGs(持続可能な開発目標)の実現に貢献する児童生徒を育成するため、市内全校がユネスコスクール加盟校としてESD(持続可能な開発のための教育)を推進することで、課題に主体的に取り組む力や新たな価値観や行動を生み出す力を育みます。

(4) Society 5.0で活躍する人材の育成

- 教育DX(デジタルトランスフォーメーション)を推進し、子どもたちが自分の特性や理解度に応じて、多様な学び方を選択できる学習環境を目指します。また、AIなどの新たなデジタル技術を活用し、子どもたちが創造性を発揮しながら学び続ける力を育みます。
- 子どもたちがデジタル技術に親しみながらルールやマナーについて学び、情報を正しく扱う能力を身に付け、相手を尊重しながら協働的に課題を解決する力を育みます。

(5) 幼児教育・保育の充実

- 子どもたちが健やかに育ち、人格形成や基本的な生活習慣の基礎を身に付けられるよう、集団活動における遊びや体験、友達との関わりなどを通して、「生きる力」を育む環境づくりに努めます。
- 市内幼児教育・保育施設の交流を積極的に推進し、保育体験や学びを共有するとともに、経験に応じた研修体制の充実を図ります。
- 大学等との連携や幼児教育アドバイザーの活用により、幼児教育・保育の質の向上を目指します。
- 社会環境とともに変化する多様なニーズに対応しつつ、学びの連続性を踏まえた幼保小接続の取組やp4c実践を推進し、子どもたちにとって望ましい就学前教育・保育の充実に努めます。

基本方向2 豊かな人間性や社会性、健やかな体の育成

(1) 生きる力を育む「志教育」の推進

- 家庭・地域・関係機関と連携した取組を通して、社会性や勤労観を養いながら、発達の段階に応じた主体性や行動力、創造力を育む教育を推進します。
- 地域人材、NPO、企業、大学等との連携により、体験的・探究的な学習の機会を拡充します。

(2) 感性豊かでたくましい心を持つ子どもの育成と支援

- 全ての子どもが自分の良さを知り、自分らしい生き方を追究し、たくましい心を育む教育を推進します。
- 学びの多様化学校の教育活動の充実を図り、不登校児童生徒を含む全ての子どもに学びの場を保障し、誰一人取り残されない教育を推進します。
- いじめ・不登校等の未然防止及び早期発見・早期対応を目指した組織的・計画的な取組を充実させるとともに、家庭や地域社会、関係機関との連携を図り、生徒指導体制、相談体制を充実させます。
- 教育支援センターを拠点として、不登校児童生徒の心のケアや学校復帰を支援します。また、ICTの活用等により不登校児童生徒の学ぶ機会の確保に努めます。

(3) 健康な体づくりと体力・運動能力の向上

- 生涯にわたる心身の健康に必要な力を身に付けさせるため、体系的な保健教育の充実に取り組みます。
- 家庭・地域との連携やICTの活用等により、子どもがスポーツに親しむ機会の拡大を図ります。

(4) 食育の推進

- 市の食育推進プランに基づき、望ましい食習慣の定着や自立に向けた食生活の基礎づくりに努めます。
- 地場産品を活用した学校給食の充実を図り、安全で安心な給食を提供するとともに、アレルギーに対応した給食を提供します。

基本方向3 障害のある子ども等へのきめ細やかな教育・保育の推進

(1) 特別支援教育の充実と発展

- 「障害者の権利に関する条約」を受けて、教育について障がいのある児童生徒の権利をあらゆる場面で保証します。人権及び多様性を尊重し、障がいを理由として教育の機会が妨げられることのないよう、インクルーシブ教育システムの理念に基づく取組を推進します。
- 障がいのある子どもの自立と社会参加を見据え、通常の学級、通級による指導、特別支援学級等、多様な学びの場の一層の充実と環境整備を行います。
- 障がいのある子どもとない子どもが可能な限り共に学び合う環境を整え、児童生徒の様々な教育的ニーズに対応した、個々に必要な合理的配慮がなされるよう努めます。

(2) 特別支援教育のサポート体制の充実

- 関係機関や特別支援教育コーディネーター等との連携を強化し、相談・支援体制を充実させるとともに、早期支援のため、就学前の段階から就学相談等で様々な情報提供を行います。また、様々な事業等を活用した研修機会の設定や学習支援等、特別支援教育の推進に係るサポート体制の充実に努めます。

(3) インクルーシブ保育等の推進

- 障がいのある子どもや医療的ケア児など、多様なニーズを有する子どもの健やかな育ちを支援し、すべての子どもが育ち合う教育・保育を推進します。また、支援を必要とする子どもに対して適切に対応できるよう、関係機関と連携しながら体制の強化を図ります。

基本方向4 信頼され魅力ある教育環境づくり

(1) 教育政策推進のための基盤整備

- 学校教育・保育審議会の答申等を踏まえ、児童生徒の減少、社会構造の急速な変化に対応した学校の適正配置のために、義務教育学校などの設置やその基盤整備を行います。
- ICT利活用に向けた教育環境の計画的な整備を推進するとともに、授業改善と学びの保障につながる活用を進めます。

(2) 危機管理体制の強化と防災教育の推進

- 児童生徒の安全確保のため、不審者侵入や地震災害等に対応した危機管理体制の強化を図ります。
- 「しろいし安心メール」などを活用し、児童生徒の安全や安心に努めます。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした防災教育の充実を図ります。

- 教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に伴い、情報セキュリティ対策及び個人情報保護の徹底に努めます。

（3）学校施設設備の適切な管理と整備

- 市内民間施設及び公共施設を有効に活用し、児童生徒の教育活動の充実に努めます。
- 施設設備の整備を推進し、児童生徒が安全安心に学ぶことができる環境づくりに取り組みます。
- LED等の環境負荷の軽減に配慮した施設設備の適正な管理を図ります。
- 東日本大震災、令和元年東日本台風を教訓とした施設設備の安全点検を強化します。

基本方向5 生涯にわたって成長するための学習・スポーツの支援

（1）社会教育の推進

- 社会教育は、個人の自己実現に向けた学習を支援しつつ、それを地域の発展につなげていく役割も担っています。そのため、公民館等の社会教育施設と地域の各種団体・サークルや市役所各課等との連携を一層強化して、各個人が自己実現の場として地域等と関係を持つ機会をコーディネートする機能を高めます。
- 地域住民による学習サークルづくりや、既存の各種団体の活性化を支援することで、これからの人口減少や少子高齢化のなかでも、地域が話し合いと学び合いを重ねながらより良い地域を目指すことができる力の向上を目指します。
- 誰もが、生涯にわたり主体的に学ぶことができるよう、社会の変化や社会情勢に対応した学習の機会の創造を支援します。
- 学校や関係機関と連携し、本市の特色ある教育や地域資源について保護者が理解を深め、家庭や地域で子どもにその価値を伝えられるよう支援します。
- 社会教育事業や特色ある教育活動について、保護者や市民に分かりやすく伝える情報発信に努めます。

（2）地区公民館への支援

- 公民館は、市民がいつでも誰でも気軽に集い、学ぶことができる学習施設です。現在は指定管理者制度により地域主導で運営されている公民館が、市民の生涯を通して成長していきたいという思いに応えられる施設となるよう、運営組織を支援します。
- 市民が人生の様々な場面で抱く思い、抱える不安や課題に対し、同じ悩みをもつ仲間を見つけ、解決に向けた共同の学習へと導けるような力を身に付けるため、地区公民館職員が専門スキルを高められる機会を拡充します。併せて、公民館事業運営への指導・助言を行う市職員の専門スキルを高める機会を拡充します。
- 公民館事業は地域の実情に応じた事業展開が求められるため、地域の強みを生かすことを尊重し、各地区が、地域の特色を生かした事業の展開に取り組めるよう、支援します。

(3) 生涯スポーツや地域スポーツの推進と基盤づくり

- スポーツ推進委員と連携し、社会体育施設や学校開放による施設の有効活用を図ります。
- 総合型地域スポーツ文化クラブと連携し、地域に根ざしたコミュニティスポーツの積極的な推進と支援を進め、市民の健康増進と体力・運動能力の向上を図ります。
- 各種イベント・教室等を開催し、「だれでも・いつでも・どこでも・いつまでも」気軽に楽しめるライフステージに応じた生涯スポーツ等各種スポーツの普及に努め、「市民総スポーツ社会」の実現を目指します。
- スポーツ協会を中心とするスポーツ団体及び指導者の育成に努め、スポーツ人口の拡大を図ります。

(4) 図書館の有効活用と資料の充実

- 生涯にわたる学びの支援の場・地域の情報拠点として、資料の収集と提供などの基本的サービスの充実を図ります。
- 郷土資料や行政資料の収集・公開に努め、調査研究や地域課題の解決を支援します。
- 学校図書館との連携を深め、子どもの読書活動の推進と読書環境の充実を図ります。
- 電子図書館を実施し、ニーズの変化に合わせた多様な読書機会を提供します。

基本方向6 地域みんなで未来を担う子どもを育む

(1) 地域学校協働活動の推進

- 公民館等を中心とした社会教育の推進によって育まれる地域の学習文化、自治の力を基盤に、地域学校協働本部が中心になり、学校支援、放課後子ども教室の実施、地域活動の実施、家庭教育の支援をより充実したものにし、未来を担う子どもたちの成長や学習を、地域ぐるみで応援し、支援していく機運を醸成します。
- 学校運営や、学校での学習内容を支援するため、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の一体的な推進を図り、家庭・地域・学校が一丸となった取り組みに繋げていきます。

(2) 青少年活動の推進

- 青少年を対象とした講座等の充実や、ジュニア・リーダーの育成・活用により、世代間交流活動や地域活動へ参加する機会を作り、多くの人との出会いや、白石の歴史や自然や文化に触れることで、ふるさと「白石」への誇りと愛着を感じられる機会を拡充します。
- 公民館、各種団体等を中心とし、地域ぐるみで地域の子どもたちを育む活動を支援します。

(3) 休日部活動の地域展開の推進

- 国・県の方針を踏まえ、休日の運動部・文化部活動については、学校と地域との役割分担を整理しながら段階的に地域展開を図ります。

- 関係機関との連携のもと、活動場所や指導人材の確保に取り組み、円滑な地域移行に向けた体制整備を図ります。

基本方向7 歴史遺産・伝統文化の継承と活用の推進

(1) 歴史遺産・伝統文化の活用推進

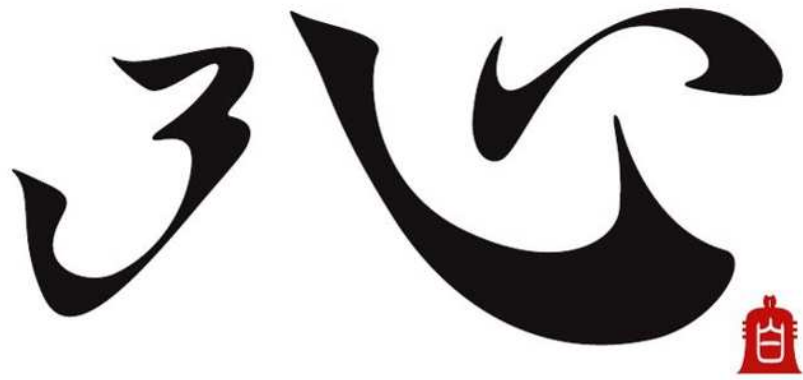
- 歴史遺産・伝統文化を活用し、地域の文化について学んだり体験したりできる機会・環境を提供することにより、地域の個性や成り立ちを理解し、固有の文化を将来にわたって継承していけるよう努めます。
- 歴史遺産や伝統文化を通して地域への愛着を醸成し、郷土を愛する心や誇りを育みます。

(2) 歴史遺産・伝統文化に関わる多様な担い手との協力体制の構築

- 歴史遺産・伝統文化は地域の有力な資源であるという観点から、これらの継承を所有者や保持者のみに委ねるのではなく、歴史遺産等の価値を共有する多様な担い手との連携と協力体制の構築を図ります。

(3) 歴史遺産・伝統文化の保護・活用体制の充実

- 歴史遺産・伝統文化の保護・活用にあたっては、基礎調査や記録化が基盤になることから、これらの実施体制の充実を図ります。
- 文化財関連団体、歴史遺産等の価値を発信できる人材の育成に努めます。
- 「白石市博物館基本構想」を、社会情勢や教育ニーズ、財政状況、デジタル化の進展等を踏まえて見直します。その中で、規模や体制等を含めた方向性を検討していきます。



慕心、明日へ。
しろいし

発行 宮城県白石市教育委員会

編集 宮城県白石市教育委員会学校管理課

989-0292

宮城県白石市大手町1番1号

電話 0224-22-1341

22-1342